

特定非営利活動法人 日本医師事務作業補助者協会

役員報酬等細則

第2版

発行日：令和4年8月1日

発行：協会事務局

配布先：理事会、ホームページ

(目的)

第1条 この細則は、定款第19条の規定に基づき、特定非営利活動法人日本医師事務作業補助者協会の役員の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条

この細則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、定款第13条に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、所定労働時間で週20時間以上当研究会の業務に従事する役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。

(報酬等の支給)

第3条

- 1 当会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 常勤役員の報酬は、別表第1に定める金額の範囲内とする。
- 3 前項に定める報酬のほか常勤役員には、通勤手当を支給することができる。
- 4 非常勤役員に対しては、報酬等を支給しない。
- 5 役員には、その職務を行うための費用を支払うことができる。

(報酬の額の決定)

第4条

当会の常勤役員の報酬の額は、別表第1の金額の範囲内で理事会において定める。

(報酬の支払い方法)

第5条

- 1 常勤役員の報酬は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その常勤役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。
- 2 常勤役員の報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等は、その月の月額の全額を毎月末日迄に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前の金融機関営業日迄に支給する。

(改廃)

第7条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

別表第1

役員等	報酬等の上限額
常勤役員	年間総額600万円までの範囲内

(附則)

第2版 令和4年8月1日